

# 船舶事故調査報告書

平成28年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成27年7月5日 17時00分ごろ
発生場所	山口県下関市吉母港北方沖 吉見港A防波堤灯台から真方位322°4,150m付近 (概位 北緯34°05.8′ 東経130°52.4′)
事故の概要	水上オートバイ 2012 V X R は、浮体をえい航しながら遊走中、浮体の搭乗者1人が軽傷を負った。
事故調査の経過	平成27年7月6日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 2012VXR、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	290-62256福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、ソファ型浮体に搭乗者A及び他の搭乗者3人を乗せての遊走を終える際、船長が、浮体の搭乗者を降ろす目的で、遠心力を利用して浮体を浜の近くに寄せようとし、海上に係留されていた水上オートバイ（以下「係留船」という。）付近に向けて東進した後、右転して停船した。 浮体は係留船に接触し、浮体の左端に乗っていた搭乗者Aの左足が、係留船に接触した。
分析	本船は、船長が、係留船の近くで旋回し、遠心力を利用して浮体を浜に寄せようとした際、えい航索の長さよりも近い距離で係留船に接近したことから、遠心力によって振られた浮体が係留船に接触するとともに、搭乗者Aの左足が係留船に接触したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、遠心力を利用して浮体を浜に寄せようとした際、えい航索の長さよりも近い距離で係留船に接近したため、遠心力によって振られた浮体が係留船に接触するとともに、搭乗者Aが係留船に接触したことにより発生したものと考えられる。